

文部科学省 ADRセンターが 南相馬市と連携して 健康診断会場に出張窓口を開設します

予約不要
手数料無料

開設日時及び場所 各会場とも、8時から14時まで受け付けています

令和6年

日	月	火	水	木	金	土
	7月	2 原町	3 原町	4 原町	5 原町	6
7	8	9	10 原町	11 原町	12 原町	13
14	15	16	17 原町	18 原町	19 原町	20
21	22 鹿島	23 鹿島	24	25	26 鹿島	27 鹿島
28	29	30 鹿島	31 8月	1 原町	2 原町	3
4	5	6 原町	7 原町	8	9	10
18	19 小高	20 小高	21 小高	22	23	24 原町
25	26	27 原町	28 原町	29 原町		

健康診断を受診されない方も、御参加いただけます。
住民票や現在お住いの場所を問わず、御参加いただけます。

鹿島 鹿島保健センター（調理実習室） 原町 サンライフ南相馬 小高 小高保健福祉センター

原発事故による損害賠償について
「東京電力に請求してダメだったら、
諦めるしかないのかな・・・」と思いませんか？



もうひとつの選択肢 “ADR” があります

※ ADRとは Alternative Dispute Resolution（裁判に代替する紛争解決手続）のことです



国の機関であるADRセンターでは無料で賠償額を
算定し、話し合いによる解決の仲介をします

事故直後からの賠償も
第5次追補の追加賠償も
申立てができます

個別の事情に応じて
賠償の和解案を
提示します

約8割の事案が
和解に至っています

裏面に南相馬市の和解事例を掲載しています

お問い合わせ先 文部科学省 原子力損害賠償紛争解決センター（ADRセンター）



0120-377-155 平日10時～17時

ADRセンター相双支所
（南相馬市役所北庁舎2階）でも
平日は毎日、申立ての受付をしています



この2階です

※予約不要 9時～17時



ADR手続の流れ

このような場合 賠償額が増額される可能性があります



避難によって
家族が離れ離れに



家族を介護
しながら避難した



自家消費していた
野菜や米を
作れなくなった



自宅の除染
作業を行った



直接請求した
営業損害を
ADRで改めて算定

ADRセンターにおける南相馬市の和解事例をご紹介します

小高区から避難した申立人らのうち、避難中にうつ病等を発症し就労に支障が生じた申立人について、**請求期間中の病状や就労状況等を考慮して、令和3年3月まで、時期に応じて一定割合の金額が賠償**された。



和解合計金額**678万円**
(既払金と就労期間中の
給与分をここから控除)
令和4年11月22日成立
公表番号1910

原町区に居住していた申立人について、原町区内で入院していた母親が、**原発事故により群馬への転院を余儀なくされ、自動車です5時間程の遠方に転院したことは広い意味での家族別離と評価できる**として日常生活阻害慰謝料の増額などが賠償された。



和解合計金額**86万円**
令和4年10月19日成立
公表番号1900

鹿島区から家族全員(父母及び子1名)で避難したものの、父はすぐに自宅に戻り、母と子がその後も避難生活を継続した申立人らについて、**家族別離を理由に日常生活阻害慰謝料、生活費増加費用(面会交通費、水道光熱費増加費用等)が賠償**された。



和解合計金額**58万円**
令和4年8月30日成立
公表番号1889

小高区に自宅があり、原発事故当時県外に単身赴任していた申立人について、**定期的に自宅に戻っていたことやその頻度等を考慮して一定割合での日常生活阻害慰謝料の賠償と、第五次追補の目安額(250万円)どおりの生活基盤変容による精神的損害の賠償等が認め**られた。



和解合計金額**620万円**
令和5年7月6日成立
公表番号1985

原町区から県外へ避難した申立人ら(父、母、子)について、**父が仕事のため帰還した一方、子が避難先の県外の高校へ進学したため母及び子は卒業まで避難の継続を余儀なくされたことから、母及び子に対する日常生活阻害慰謝料、事故時小高区で就労していた母についての就労不能損害などが認め**られた。



和解合計金額**803万円**
令和4年11月21日成立
公表番号1908

鹿島区に居住していた申立人ら(父母及び子1名)について**原発事故の影響により自家消費野菜の栽培ができなくなったことにより増加した野菜購入費用の賠償と、父について、原発事故時に単身赴任生活を送り週末自宅で生活していたことを考慮し、一定割合で日常生活阻害慰謝料の賠償が認め**られた。



和解合計金額**61万円**
令和4年12月19日成立
公表番号1920

小高区から避難した申立人ら(父母、子1名)の日常生活阻害慰謝料について、同人らが原発事故に起因する精神的損害の賠償を求めた訴訟の確定判決があるものの、**同判決には原告らの個別の事情は含まれていないとして、要介護状態であったことに対し、転院先が見つかるか不安な状態にあったことや遠距離の通院をする必要があったことなどを考慮した額などが賠償**された。



和解合計金額**186万円**(既払金をここから控除)
令和4年10月28日成立 公表番号1904

原町区に居住していた申立人について、原発事故当時、住民票上の住所はいわき市にあったものの、原発事故時の居住地を証明する行政区長発行の居住証明書や申立人の氏名を宛先・宛名とする年賀状等から、**生活の本拠が原町区にあったことが認められるとして、日常生活阻害慰謝料が賠償**された。



和解合計金額**144万円**(既払金をここから控除)
令和5年1月6日成立 公表番号1927

鹿島区に居住し、就業の関係で避難できなかった申立人について、**申立外配偶者が避難したことにより家族別離が生じたこと等を考慮し滞在者慰謝料の増額分が賠償**されるとともに、事故の影響で自宅補修工事が遅延したことを考慮して**直接請求手続で認められなかった東京電力プレスリリースに基づく補修・清掃費用が賠償**された。



和解合計金額**48万円**
令和4年8月24日成立
公表番号1885